

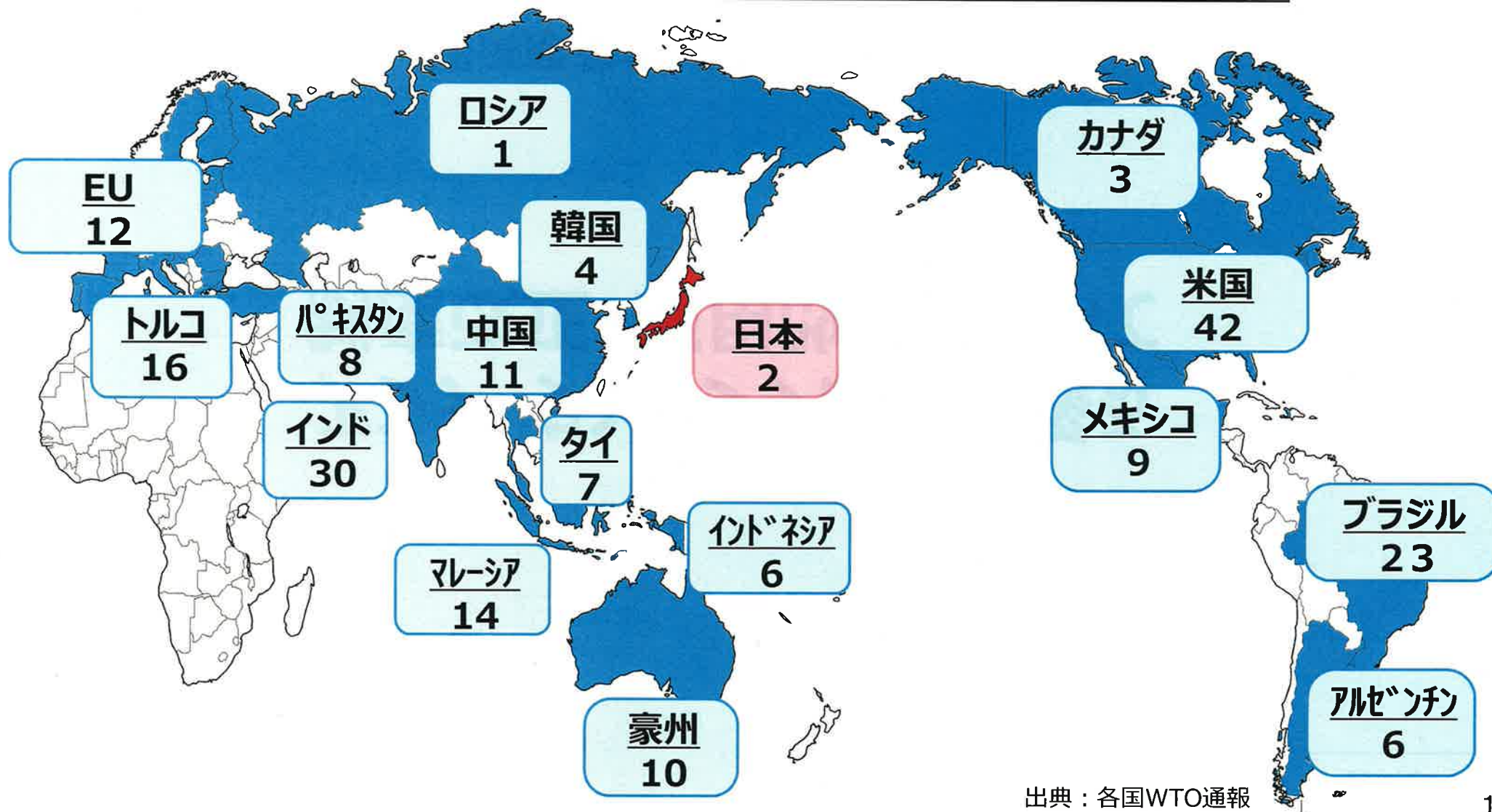
アンチ・ダンピング調査に係る 制度改正・運用改善について

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 特殊関税等調査室

2016年7月11日

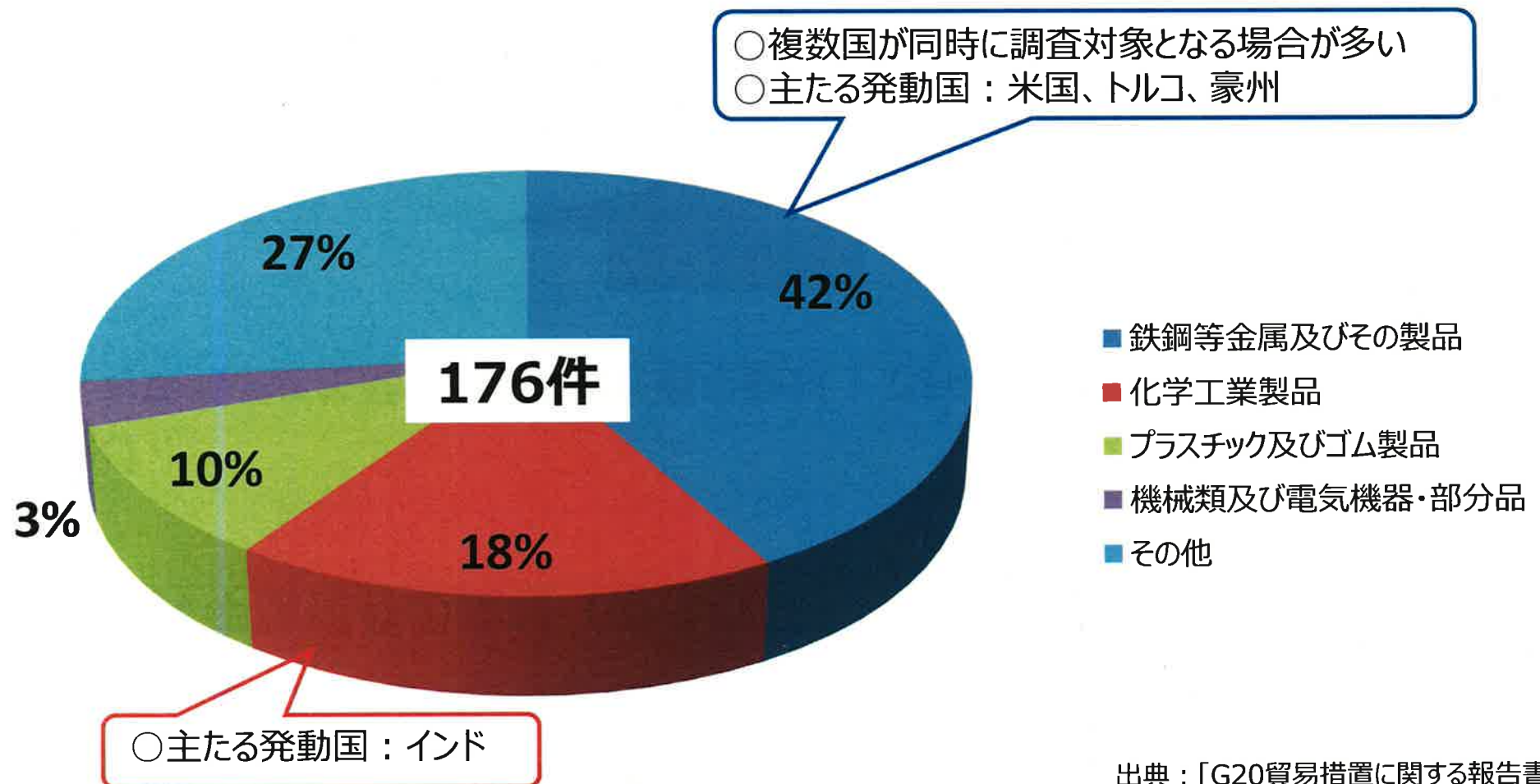
1. 2015年のアンチ・ダンピング調査開始件数

主要ユーザー国における2015年のAD調査開始件数



2. 2015年のセクター別アンチ・ダンピング調査開始件数（G20）

G20の2015年セクター別調査開始件数



出典：「G20貿易措置に関する報告書」
(WTO)

3. 制度改革・運用改善の取り組み（1）

（1）団体申請要件の緩和（政令改正）

【従来】

調査対象製品を生産する構成員が過半数以上であれば団体として申請可能



【改正後】

調査対象製品を構成員の二以上の者が生産していれば、団体として申請可能

3. 制度改正・運用改善の取り組み（2）

（2）運用面での改善（申請・調査開始段階）

- モデル申請書を作成し、経産省のWEBページで公開
→ 申請書の具体的イメージをつかむことが可能
- 記載事項の内容精査により提出負担を軽減
→ ドッチファイル4冊程度 → 1冊
- 申請相談～申請の短期化・合理化により、従来調査開始後に必要だった追加データの提出を不要化
→ 2～4 四半期分の損益データを追加 → 追加無し
- 仮決定、暫定措置の活用により、早期課税を実現
→ 調査開始後 14か月 → 10か月

3. 制度改正・運用改善の取り組み（3）

（3）運用面での改善（調査プロセスをわかりやすく、関与しやすく）

